

# 湘南国際村地区地区計画（変更）に係る 都市計画案の縦覧と意見募集

横須賀市では、湘南国際村地区地区計画を都市計画変更するにあたり、皆さまからご意見をお聴きするため、都市計画法に基づき都市計画案を次のとおり縦覧に供します。

○ 都市計画案の種類及び名称

横須賀都市計画地区計画湘南国際村地区地区計画

○ 都市計画変更をしようとする土地

横須賀市湘南国際村1丁目、湘南国際村2丁目、湘南国際村3丁目、子安及び秋谷字関渡地内

○ 都市計画案の概要

本地区は、神奈川県が昭和60年に策定した「湘南国際村基本構想」及び昭和63年策定の「湘南国際村基本計画」に基づき、平成8年に地区計画を都市計画に定めました。その後、社会状況の変化を受け、神奈川県は平成31年3月に基本計画を改訂し、本市では令和3年に、すでに開発行為が行われていた「交流施設地区」及び「研究・研修施設地区」等において地区計画の変更を行いました。その際、これまで仮設駐車場として利用されてきた地域については、今後の土地利用の方向性が定められなかったことから、地区整備計画を定めるに至らず保留となっていました。

今般、この仮設駐車場部分の土地利用の機運が高まってきたことから、「湘南国際村基本計画（平成31年3月改訂）」による土地利用計画に基づき、民間投資を促進することによってサービスの提供や村の活性化につなげるとともに、土地利用の適正な誘導、整備後の維持を図るため、現在仮設駐車場として利用されている地域について地区整備計画を定めることとして、地区計画を変更するものです。

○ 都市計画案縦覧の期間及び場所

日時 令和7年5月26日（月）から令和7年6月9日（月）まで  
（土日祝を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 横須賀市都市部都市計画課（横須賀市役所分館4階）及び  
横須賀市都市計画ホームページ

○ 都市計画案に対する意見の募集について

意見募集対象の方で、ご意見のある方は、提出期限までに「意見書」をご提出ください。「意見書」の用紙は都市計画課及びホームページ上にて配布します。

◇意見募集対象

- ① 地区計画案の区域内の土地について所有権を有する方、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の方
- ② 横須賀市の住民（本市に住所を有する方、本市に事務所又は事業所を有する方、本市に在勤、在学の方）

◇提出期限 令和7年6月9日（月）

◇提出方法

- ・当課に持参
- ・郵送（当日消印有効）
- ・メールに添付

◇提出先 横須賀市都市部都市計画課  
cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

○ お問合せ先

横須賀市都市部都市計画課 電話 046-822-8355